

# 茅ヶ崎市東海岸南 マンション敷地 除草作業

## 1 就業内容

茅ヶ崎市東海岸南 マンション敷地(敷地面積約16,000㎡)の除草作業

- ・指定場所におけるグループでの雑草の抜根作業
- ・抜根した雑草の袋詰め、所定のごみ集積場所への運搬作業

## 2 就業期間・日数・時間

令和6年7月1日～令和6年9月30日のうち、月10日程度、1日の作業3時間を予定。期間を通して30回程度の就業(雨天等により変更の可能性有)。就業は平日のみ。

## 3 募集条件

3か月の期間を通して就業が可能な方および屋外での除草作業が可能な方

## 4 配分金

就業1回につき3,630円(1回=3時間)

期間を通しての配分金総額は108,900円(30回分)程度。

## 5 募集について

就業希望にあたっては、事前に説明会に参加いただく必要があります。  
事前説明会参加者に対し、募集の受付を行います。

## 6 事前説明会

①6月5日(水)15時からもしくは②6月6日(木)15時から(1時間程度)

事前説明会への出席については5月31日(金)17時までにセンターへ電話または

※就業への募集にあたりいずれかの会の説明会への出席が必須となります。

## 7 募集人数

20名程度を予定。

事前説明会参加者に対し、就業希望の募集受付を行います。

就業希望者の人数が予定人数を上回る場合は抽選とさせていただきます。

## 8 作業現場詳細

現場:茅ヶ崎市東海岸南町内、海岸近くのマンション敷地

※(作業箇所は敷地内の通路・共有部および外周部)

## 9 その他注意事項

当該作業は屋外での除草作業であり、体を使うお仕事となります。1回の就業は3時間と

なりますが、7月～9月の夏場での作業となりますので、そういった作業が可能であるか

ご自身で判断いただいた上で説明会参加の後、募集についてお申し込みください。

## 10 連絡・申込先

茅ヶ崎市シルバー人材センター TEL:0467-85-7425 担当 長谷川